

山形県公朝

平成30年10月30日(火) 第2991号

毎週火・金曜日発行

目	次
\Box	1/

	_							
		4	_					
		告	示					
	○鳥獣保護区の存続期間の更新) 自然課	ŧ) ···1045	;
	○鳥獣保護区特別保護地区の指定)1046	
	○昭和53年10月6日山形県告示第1753号	(鳥獣保護区設定)	の一部改正		(同) …1047	,
	○昭和59年10月5日山形県告示第1308号	(鳥獣保護区設定)	の一部改正		(同) … 同	
	○特定猟具使用禁止区域の指定) … 同	
	○指定管理者の指定							;
	○地籍調査事業計画の決定							
	○土地改良区の役員の退任の届出							
	○土地改良区の役員の就任の届出)1050)
	○土地改良区の定款変更の認可) … 同	
	○森林病害虫等防除法に基づく特別伐倒馬	駆除命令の予定		(庄内総合	支庁森ホ	木整備課	() … 同	
		選挙管理委員	会関係					
		告 示						
	○政治団体の設立						1051	
	○政治団体の届出事項の異動							
	○政治団体の解散						1052	2
		公	告					
	○特定非営利活動法人の定款変更の認証の	カ由詩		(署眼	総会支げ	- 学校教報	1) 同	
	○農用地利用配分計画の認可の申請							
					()12(1	1 印 四 1 1 1	./ [17]	
	•	 告						
ı	形県告示第784号							
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に	こ関する注律 (平d	714年注律第88-	号) 笙28冬	第 7 項 t	~だし 聿	の相定に	-
	、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新		(11 M F 9,000	77 712070	MJ 1 - K //	-/C U 自	V) NLXL (C	6
9	平成30年10月30日	が り る。						
	T/X30 + 10/130 f		山形県知事	士	村	美栄	: 工	
1	(1) 名 称 鮎貝鳥獣保護区(西置貝	但那白鹰町)	山沙东州事		1.3	大人	. 1	
1	(2) 区 域 別紙のとおり (別紙は)		/ギー部み ど h :	自然課及び	置賜終る	> 寸 庁 但	健福祉電	:
	部環境課において縦覧に		I HHOVE Y	H WINNY O.	<u>一 </u>	1 ~ /1 W	. 灰田山水	・プ
	(3) 存続期間 平成30年11月1日から3		: で					
	(4) 保護に関する指針	1 10/101 H 9						
	イ 鳥獣保護区の指定区分							
	1 100 HAVELEY 1-1 AC 1-74							

鮎貝鳥獣保護区は、西置賜郡白鷹町の南西部に位置し、白鷹町鮎貝地域を中心に水田、畑地、果樹園、 植林地等が混在し、田園風景が広がる多様な里山地域となっている。指定地域の東側には最上川中流域が

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。

このような自然環境を反映して、里山地域として身近な鳥獣類が多く生息しており、カワラヒワ、ホオジロ等の鳥類や、ニホンリス、ホンドタヌキ等の身近な獣類が多く生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 2 (1) 名 称 蔵王鳥獣保護区(山形市及び上山市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
 - (4) 保護に関する指針
 - イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し、蔵王連峰の主要部をなし、標高1,000メートルを超える 山々が連なる丘陵地帯及び山岳地帯である。地域内には赤松沢をはじめ多くの渓流が流れ、変化に富んだ 地形となっている。当該地域の植生は、標高が高くなるにつれ、ブナーミズナラ群落、アオモリトドマツ ーダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んでいる。

このような自然環境を反映して、ヤマドリ、ヤマガラ等の鳥類や、トウホクノウサギ、ニホンリス等の 小型獣類からツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類まで多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第785号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、蔵王 鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区
- 2 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部 環境課において縦覧に供する。)
- 3 存続期間 平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し、ブナ、アオモリトドマツ、ナナカマド、ミズナラ等の多彩な樹林が分布している。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、坊平高原の仙人沢から、標高1,500メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯までの地域は、標高が高くなるにつれ、ブナーミズナラ群落、アオモリトドマツーダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く残されており、国内希少野生動植物種のイヌワシの生息も確認されている。

また、ブナの天然林が残されている上山市坊平地区は、県が「野鳥の森」を設置し、野鳥愛護の普及啓発の場として重要な位置付けをしており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、蔵王鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

山形県告示第786号

昭和53年10月県告示第1753号(鳥獣保護区設定)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。 平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、第3項中「平成20年11月1日から平成30年10月31日まで」を「平成30年11月1日から平成40年10月31日まで」に改め、第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

鮎貝鳥獣保護区は、西置賜郡白鷹町の南西部に位置し、白鷹町鮎貝地域を中心に水田、畑地、果樹園、植林地等が混在し、田園風景が広がる多様な里山地域となっている。指定地域の東側には最上川中流域が広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。

このような自然環境を反映して、里山地域として身近な鳥獣類が多く生息しており、カワラヒワ、ホオジロ等の鳥類や、ニホンリス、ホンドタヌキ等の身近な獣類が多く生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護 及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する 鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第787号

昭和59年10月県告示第1308号(鳥獣保護区設定)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。 平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

第1項第2号中「文化環境部みどり自然課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成20年11月1日から平成30年10月31日まで」を「平成30年11月1日から平成50年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し、蔵王連峰の主要部をなし、標高1,000メートルを超える 山々が連なる丘陵地帯及び山岳地帯である。地域内には赤松沢をはじめ多くの渓流が流れ、変化に富んだ地 形となっている。当該地域の植生は、標高が高くなるにつれ、ブナーミズナラ群落、アオモリトドマツーダ ケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んでいる。

このような自然環境を反映して、ヤマドリ、ヤマガラ等の鳥類や、トウホクノウサギ、ニホンリス等の小型獣類からツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類まで多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第788号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定 猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 (1) 名 称 立谷川特定猟具使用禁止区域(山形市及び天童市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 元泉特定猟具使用禁止区域(西村山郡河北町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 3 (1) 名 称 下田特定猟具使用禁止区域(新庄市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 福寿野特定猟具使用禁止区域(最上郡舟形町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 秋山特定猟具使用禁止区域(最上郡真室川町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 和田川特定猟具使用禁止区域(東置賜郡高畠町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 寺田特定猟具使用禁止区域(酒田市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 立川特定猟具使用禁止区域(東田川郡庄内町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境 部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

山形県告示第789号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、置賜文化ホールの指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 公の施設の名称 置賜文化ホール
- 2 指定した団体 米沢市金池五丁目2番25号

米沢市

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

山形県告示第790号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

調査	を行う者の	つ名称	調査地域	調査期間
Щ	形	市	大字沼木、大字門伝、飯沢、松栄、松栄一丁目、大字青柳、新開一丁目、新開三丁目、大字村木沢、西見田、飯塚町、中沼、木ノ目田及び横道の各一部 大字漆山、大字七浦、大字千手堂、六日町、長町、飯沢、長苗代、羽黒堂、高堂二丁目、高堂、大字青柳、南石関、石関、中沼及び横道の各一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
米	沢	市	大字李山及び笹野本町の各一部	平成30年2月23日だ ら平成31年3月31日 まで
鶴	岡	市	菅野代の一部	平成30年4月1日だら平成31年3月31日 まで
			谷定及び西荒屋の各一部	同
酒	田	市	生石及び北俣の各一部	同
上	山	市	八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、北町、新町二丁目、旭町一丁目、矢来一丁目、矢来二丁目、矢来三丁目、南町、けやきの森、長清水二丁目、十日町、二日町及び長清水の各一部	同
長	井	市	今泉の一部	同
天	童	市	大字寺津、大字藤内新田及び大字蔵増の各一部	平成30年2月23日 ら平成31年3月31 まで
大	江	町	大字沢口、大字柳川、大字貫見、大字左沢及び大字三郷の各一部	平成30年4月1日7 ら平成31年3月31 まで
高	畠	町	大字高畠及び大字根岸の各一部	同
Ш	西	町	大字下小松の一部	同
白	鷹	町	大字萩野の一部	平成30年2月23日 ら平成31年3月31 まで
飯	豊	町	大字萩生の一部	同

山形県告示第791号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏	名		住	所
理事	辻	昭	市	最上郡真室川町大字内町1278番地	

山形県告示第792号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏	名		住	所
理事	松	澤	道	明	最上郡真室川町大字平岡1566番地	

山形県告示第793号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 土地改良区の名称 泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地
 - 新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日平成30年10月22日

山形県告示第794号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

			区 域	期間
市	町	名	大字名又は町名	期間
佐白	巫	市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び	平成30年12月3日から
鶴	岡	Ш	湯野浜	平成31年3月29日まで
酒	田	市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺 新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊	佐	町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

- 2 森林病害虫等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕(森林病害虫等防除法施行規則(昭和25年農林省令第35号) 第1条に規定する基準に従い行うものに限る。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から平成30年11月30日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部 又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の 額に相当する額をその者から徴収することがある。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年10月30日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政	治	寸	体	の	名	称	代	表者	の氏	名	会計	十責任	£者の	の氏	主たる事務所の所在地	届出年月	日
早	坂	松	_	後	援	会	大	友	久	士	横	Щ	勇	悦	最上郡大蔵村大字南山528番地	平成 30.10.	2

山形県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成30年10月30日

山形県選挙管理委員会委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					容		異動年月日
政伯団体の石が	名	共助尹伐		亲	f			ſΕ	1		共勤 十万 口
地球の声・鶴岡	草島進一	代表者の氏名	草	島	進	_	草	島		進	平成 30. 9.20
飯豊鷹山会	鈴木敏夫	会計責任者の 氏名	伊	藤	政	明	鈴	木	好	洋	同 10. 1

誠

小松伸也後援会	五十嵐久芳	代表者の氏名	五十	嵐	久	芳	佐	藤	忠	吉	同
松士してお後極今	高橋修一郎	代表者の氏名	高	橋	修一	郎	鈴	木		忠	
鈴木としお後援会	向間修一以	会計責任者の 氏名	伊	藤	政	明	鈴	木	好	洋	同

山形県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年10月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政	治	∃	体	の	名	称	代	表	者	0)	氏	名	解	散	年	月	日
ブドウ党							熊		谷	祥		太		平反		. 21	

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定 款の変更の認証について申請があった。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
 - 平成30年10月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人ワイ・リサーチ・イノベーション

- (2) 代表者の氏名
 - 伊藤 雄三
- (3) 主たる事務所の所在地

米沢市アルカディア一丁目808番地18

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の企業、人々に対して、産学官連携の促進、及びそれによる新事業創出、ベンチャー 創出や起業家へのサポート、中小企業への支援、ものづくり改革支援や人材育成などの企業活動の活性化に関 する事業を行い、地域経済社会の発展、雇用の創出に寄与することを目的とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成30 年11月13日まで縦覧に供する。

平成30年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	9者	山形市大字古舘字替所1548番 1 ほか18筆
上山市	10者	上山市下生居字谷地337番ほか40筆
山 辺 町	1者	東村山郡山辺町大字山辺字鶴田1255番
中山町	4者	東村山郡中山町大字長崎字中原8792番ほか10筆
寒河江市	2者	寒河江市大字寒河江字菖蒲沼丙1461番5ほか9筆
河北町	1者	西村山郡河北町谷地字月山堂1103番ほか2筆
朝日町	4者	西村山郡朝日町大字三中字本能中乙19番1ほか64筆
尾花沢市	10者	尾花沢市大字下柳渡戸字中道1138番ほか48筆
大石田町	1者	北村山郡大石田町大字岩ケ袋字六人ト1197番ほか2筆
金 山 町	5者	最上郡金山町大字下野明字前田表1969番ほか77筆
最 上 町	7者	最上郡最上町大字富沢字大沢口5281番ほか36筆
真室川町	2者	最上郡真室川町大字平岡字漆坊236番 6 ほか 4 筆
米 沢 市	2者	米沢市大字李山字八ケ代8402番1ほか7筆
南陽市	4者	南陽市坂井字中島864番ほか7筆
高畠町	14者	東置賜郡高畠町大字時沢字野下375番2ほか137筆
飯豊町	20者	西置賜郡飯豊町大字中字酒町東3523番ほか174筆
鶴岡市	23者	鶴岡市八色木字荒落169番ほか200筆
三川町	2者	東田川郡三川町大字横川字家岸156番8ほか13筆
遊佐町	2者	飽海郡遊佐町当山字北向16番ほか13筆

2 申請年月日

平成30年10月12日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年11月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見

